

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会

高圧ガス小委員会（第27回）

議事録

日時：2024年6月25日（火）9：30～11：00

場所：経済産業省本館 9階技保審室（東1-1）／WEB会議

議題：

1. 開会
2. 審議事項
 - (1) 民間規格評価機関の要件の確認について
3. 閉会

○鯉江室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから第27回高圧ガス小委員会を開催いたします。

本日の会議はハイブリッド形式での開催となります。また、本日の会議も、YouTubeの経産省チャンネルで放送されておりますので御了承ください。

まず、発言の方法について御説明いたします。

本日の会議はハイブリッド会議ですので、会議の配付資料につきましては、現地で御出席の皆様は、iPadを御利用ください。御不明なことが生じましたら、随時お知らせください。

Teamsで御参加の皆様は、事務局から事前にお送りしたPDFの資料を御参照願います。

モニターにも、説明に沿って配付資料を提示いたしますので、そちらも併せて御参照ください。

御発言については、現地で御出席の皆様は、御自身の出席者プレートを縦にしてください。委員長が指名した後に御発言ください。発言いただいた後にプレートをお戻しください。

Teamsで御発言される場合は、Teamsのチャット機能にて御発言意思の表示をお願いいたします。お名前、指摘資料ページなどを投稿してください。順番に指名させていただきますので、指名があるまではミュートのままでお願いいたします。

事務局に連絡が必要な事態が発生しましたら、Teamsのチャット機能か、あらかじめ御連絡させていただいている緊急連絡先に御遠慮なくお電話いただければと思います。

詳細は、事務局からお送りした説明資料、Teams会議の御案内を御参照ください。

何か問題や御不明な点が生じましたら、随時お知らせいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に移ります。議事進行につきましては、辻委員長をお願いいたします。

○辻委員長　辻です。よろしくお願いいたします。

まず、事務局より、会議定足数の報告、委員等の変更、議事の扱いの確認をお願いいたします。

○鯉江室長　最初に、委員の変更がございましたので、御報告いたします。

神奈川県の下委員が御異動により任を終えられ、今回から三重県の中条委員に着任いただいております。

中条委員、よろしければ、一言御挨拶をお願いいたします。

○中条委員 三重県防災対策部コンビナート防災監を拝命しております中条と申します。どうぞ皆様、よろしくをお願いいたします。

○鯉江室長 中条委員、ありがとうございました。

次に、定足数の確認をいたします。

本日は、全委員8名の御出席の予定ですが、ウェブ参加で今のところ倉貫委員と日吉委員は入られておりません。ただ、全委員8名中6名は御出席いただいておりますので、小委員会の定足数に達していることを御報告いたします。

なお、本日は、一般社団法人日本溶接協会からプレゼンテーションをいただきますので、御参加いただいております。

議事の扱いですが、本日の会議につきましては、YouTubeにて同時中継しておりますが、議事録につきましては、委員の方々の御確認を頂いた上で、ホームページ上で公開することとさせていただきます。

事務局からは以上です。

○辻委員長 ありがとうございました。それでは、議事に入ります。

本日は、民間規格評価機関の要件の確認に関しまして、資料1、それから資料2に基づき事務局より説明を受け、その後に、日本溶接協会からプレゼンテーションをいただきます。

その後、皆様から御意見をいただきたいと思っております。

それでは、資料1と資料2の説明を事務局からお願いします。

○鯉江室長 iPadを御覧になっている皆様は、資料1と資料2をまとめて1つのPDFファイルにしておりますので、資料1・2・事務局資料という名前のファイルを開いてください。

なお、資料1につきましては、iPadでは見にくいこともあるかと思っておりますので、お手元に印刷したものも配付しております。適宜御利用ください。

前回高圧小委での御議論を踏まえ、日本溶接協会からは申請書の差替えをいただいております。本日の説明は、差替え後の申請書を踏まえた確認結果となっております。

それでは、まず資料1について御説明させていただきます。

資料1です。

前回小委員会における御指摘事項と回答について御説明いたします。資料1を御覧くだ

さい。

前回委員会での御指摘を左側に大きく5つのカテゴリーにまとめて記載しております。1つ目、日本溶接協会の定款、業務範囲について。2つ目、設備技術規格評価委員会の構成等について。3つ目、評価委員会の公正性、中立性、独立性について。4つ目、評価機関の事務局員について。5つ目、新認定制度の保安検査の方法の審査、その他について。この5つに御指摘をまとめております。

右側に事務局からの回答を記載しておりますので、それぞれ御説明いたします。

1つ目、日本溶接協会の定款などについてです。

日本溶接協会の定款第3条においては、溶接・接合を適用した構造物の品質性能の高度化を図り、もって我が国産業の健全な発展に寄与することを溶接協会の目的の1つとされております。また、定款第4条第12号においては、目的を達成するために必要な業務を行うことが業務の1つである旨が定められております。

これまでも日本溶接協会では、この定款に基づき、圧力設備の供用適性評価方法の策定や、原子力構造機器の経年化とその関連技術などに関する調査研究など、溶接に限定せず、幅広い業務を行ってきたものと承知しております。

また、民間規格の評価に必要な専門的知識の確保についても、保安検査の方法に関する技術的知見を有する有識者から成る技術評価委員会と、消費者問題、法律、ジャーナリズムの専門家などを加えたプロセス評価委員会を設置することとしております。

これら評価委員会に参画する有識者の能力、経験を踏まえれば、評価機関として民間規格を評価するために必要な専門知識は確保されていると考えております。

2つ目、設備技術規格評価委員会の構成等についてです。

設備技術規格評価委員会の委員は、前回の御指摘を踏まえ、保全や材料力学などの学識者を加え、さらに広い分野の有識者から構成される予定となっていることから、要件に沿った委員構成となることを確認してまいります。

また、プロセス評価委員会の議決に際しては、設備技術規格評価委員会から独立した判断とし得る仕組みとされています。なお、プロセス評価委員会は、経済産業省の職員や一般傍聴者などを受け入れ、議事要録も公開することとしており、こうした点もチェックプロセスの適切な機能に寄与するものと考えております。

評価機関の業務範囲や対応の適性性については、経済産業省も両評価委員会に参画することで、経済産業省としても確認をしてまいります。

3つ目、評価機関の公正性等についてです。

評価機関の規則第1条において、審査及び手続において日本溶接協会の規格作成部門及び民間規格作成団体から独立して中立公正に行うことが明記されており、この規則に沿って全ての審議が行われることとなっております。

また、不適切な取扱いに関する外部又は内部からの異議等申立てがあった場合、その事案への対応も明記され、また、両評価委員会における決議につきましては、審議案件の民間規格策定団体委員を兼務する委員は決議に参加できないことを明記しております。

このように、公正性、中立性には問題なく、恣意的な運用の防止は対応できていると考えています。

なお、前回御指摘もありましたが、日本溶接協会の理事会は、両評価委員会の議決に関与しないことを確認しております。よって、日本溶接協会に対する評価機関の中立性、独立性も確保されていると考えております。

4つ目、評価機関の事務局員についてです。

事務局員につきましては、評価対象の民間規格策定業務には関与しないということが規定で定められております。

また、想定されている業務量を踏まえると、1名で問題ないということも確認しております。

最後に、5つ目、新認定制度の保安検査の方法の審査についてです。

新認定制度においては、認定申請書において保安検査の方法を記載させるとともに、認定基準に従って、この検査方法を実施することができる体制を整えていることを国が審査することとしております。

資料1の御説明は以上のおりでございます。

続きまして、資料2について御説明いたします。

日本溶接協会が設置する民間規格評価機関について、前回、要件への適合性を確認し、それをお示ししたところ、資料説明が不十分であったため、今回改めて国の判断を本資料でお示しするものでございます。

全てを説明すると時間が足りませんので、ポイントを絞って、幾つか御紹介させていただきます。

スライドページ2から5までが前回の高圧小委等で紹介した内容のおさらいでございます。昨年12月21日に改正高圧法が施行され、新たな認定制度が始まっております。

p. 2をお願いします。このうち、A認定事業者に対する特例措置の1つとして、保安検査等において、通常の国が定める基準、規格だけでなく、民間主導で策定された基準等を直接採用する仕組みを導入、拡大していこうという方針の下で検討を行ってきており、スライドp. 4のとおり、高圧小委でも御議論をいただいております。

スライドp. 5をお願いします。国が承認した民間評価機関が民間規格の妥当性を審査し、妥当とされた基準、規格については、A認定事業者の保安検査において採用することができる措置を講じたものでございます。

そのような民間規格評価機関の承認に関しましては、第25回高圧小委において、要件をしっかりと定めるということで御審議いただき、これを通達として定めております。

p. 6、p. 7で、参考までに要件をお示ししております。

p. 8、p. 9では、溶接協会から提出があった申請書から体制と要件に対する事項について、規定されている規則、要領を記載しております。

資料1で御説明したように、日本溶接協会から独立した組織として設置されております。

p. 10をお願いします。p. 10からは、要件の各項目に対して、我々が適合と判断した理由等について説明をしており、個別には割愛しますが、幾つか例示で御紹介いたします。

p. 10をお願いします。業務遂行の方針、手順が差別的でないことを要件として求めており、事務局としましては、日本溶接協会から提出のあった規則、要領類を確認し、民間規格評価機関の目的、位置づけが中立公正であり、委員会の構成、評価プロセスが差別的でないということが確認できたため、要件に適合すると判断したものです。

具体的には、規則において、第三者機関として日本溶接協会の規格作成部門及び民間規格作成団体から独立して中立公正に審査・手続を行うと規定されていることなどを基に判断しております。

p. 14、p. 15では、2つの委員会を設置する評価体制を構築することを要件として求めています。規則において、2つの委員会を設置すると規定されており、それぞれの委員構成についても、利害関係者、学識者を含め、幅広い分野で構成されることが規定されておりますので、委員会構成に関する要件について適合していると判断しているものです。

このように、全22項目にわたる要件について、全て確認を行い、それぞれ適合していることを確認し、資料としてお示しをしております。

なお、最後に飛んで、31をお願いします。民間規格評価機関は、そのプロセスにおいて、国を関与させることと指導等に従うことが規定されております。国としてもしっかりと管理し、評価、指導していくことで、適切な運用ができるよう、制度を進めてまいりたいと考えております。

資料1、2の説明は以上でございます。

○辻委員長 ありがとうございます。

続きまして、日本溶接協会から御説明いただきたいと思います。

iPadを御覧になっている皆さんは、資料3、日本溶接協会・説明資料という名前のファイルを開けてください。

それでは、日本溶接協会の青山会長、お願いします。

○青山氏（日本溶接協会） ただいま御紹介いただきました日本溶接協会会長の青山と申します。

少しばかりお時間をいただきまして、日本溶接協会の特徴を説明させていただきたいと思います。

資料を御覧いただければと思います。

次をお願いします。日本溶接協会が主に対象としているのは溶接になりまして、溶接は、改めて説明するまでもなく、言い過ぎかもしれませんが、全ての製品に使われている技術であります。

技術という視点では、安全性、品質を保証しなければ、その製品自体の安全性、品質が保証できないというようなこともあり、いわゆる製品自体の品質を位置づける重要な技術となっております。

ここで申し上げたいのは、次のページをお願いします。また次のページも御覧いただければと思います。御覧いただいておりますように、先ほど申し上げましたように、全て、あらゆる製品に対して使われている共通技術であり、その技術の保証は産業をまたいで非常に重要な技術であるというのが溶接の特徴であります。

日本溶接協会は、そういった溶接の重要性を認識した上で、技術の保証をどのように進めていくかというのを業界をまたいで決めていくという団体でございます。

次をお願いします。そもそも溶接自体がなぜそのように重要な技術になっているかといいますと、ここに書かれていますように特殊工程と位置づけられておりまして、品質を保証するためには、設計、施工、検査を三位一体として、規格に基づく教育、認証をしか

りやる必要があると、これは日本だけでなく世界で決められた規格になっています。それに基づいて、日本溶接協会としては、設計、施工、検査、教育、認証をしっかりシステムチックに進めるという団体となっております。

次をお願いします。そのために、ここに示させていただいている様々な活動を進めております。今回特に、特徴を理解していただきたく強調したいのは、技術の規格化、I S OとかJ I SとかW E S——W E Sは日本溶接協会の規格になっておりまして、こういった規格を策定し、それを普及し、あらゆる産業において活用していくというのを精力的に推進している団体であるということになります。

この規格を策定するに当たり、教育や技術講習とか、認証・認定、そういった関連する活動も漏れなくやっている団体と位置づけております。

次をお願いします。そういったこともあり、ここで、繰り返しになりますが、非常に多くの製品で使われている溶接技術ですので、溶接協会に関連する団体は多岐にわたります。この多岐にわたる団体を溶接技術という観点で取りまとめる必要があり、これは自然発生的に、ある業界に特化した規格とか教育とかはできません。ということもあり、これはまさに中立公正性を保証した運営をしなければいけないというのが溶接協会の特徴となっております。

ここでお示ししたのは、今溶接協会に参画されている団体の一覧となっております。

次をお願いします。そういった多岐にわたる団体が参加されていますので、理事会におきましても様々な多岐にわたる意見を集約する必要がありますので、御覧いただいておりますように、大学はもちろんのこと、あらゆる業界の代表たる企業の方の参画が特徴となっております。

次をお願いします。日本溶接協会の歴史を示させていただきます。この理由は、日本溶接協会がなぜこれまで必要とされ、今も業界において重要な位置づけになっているかというのを理解していただきたいために説明させていただきます。

戦後、産業復興を目指して、物を作るという観点で溶接技術というのは非常に重要な時期がありました。そのときに、品質をそろえるために溶接を規格化しなければいけない。当初は海外からの規格を導入してきたわけですがけれども、国内規格をつくり、それを認証して、認定するという仕組みをつくり、それが牽引力となり、あらゆる産業で製品の品質が高まり、海外へ高品質な製品として輸出されてきた。それを牽引してきたというのが溶接協会の自負でありますし、それが認定されて、日本適合性認定協会のJ A Bにも認定さ

れている協会であるという御理解をいただければと思います。

次をお願いします。繰り返しになりますが、それらの活動の中心としては、設計、施工を中心とした規格化、あと教育、認証・認定というのがありますが、それに付随して、関連して、このような様々な活動を社会還元活動という位置づけも含めて、広く行っている団体になっております。

次をお願いします。その一環として、専門部会、研究委員会で技術の向上、新しい技術を導入し普及していくという活動も併せて行っております。

次をお願いします。ここが重要なところだと思うのですが、資格認証、認定・認証にしましては、先ほどの研究、教育とは別に、組織的に独立した機関として設置し、資格認証に関しては、公正性や中立性を担保しているというのが大きな特徴になっております。

次をお願いします。これを社会的に還元するために教育活動も精力的に行っております。

次をお願いします。こういった教育、認定・認証事業におきましては、具体的な数字で示させていただきますと、溶接技能技術者の教育受講者数は2,000人で、受験者数は1万人。あと、溶接の技能者に関しましては、受験者数は10万人というような形になっています。最近是国内の産業構造の特徴もあり、外国人の技能実習生も増えてまいりますが、これは特に溶接に限った話でございますが、このような規模で活動しているという御理解をいただければと思います。

次をお願いします。こういったものを推進するために、協会としましては9地区の検定委員会を設けておりまして、検定委員会が実質的な活動を行い、その検定結果を協会が取りまとめるという形で運営しております。

次をお願いします。規格評価委員会の説明をさせていただきますと、これは特別委員会の中で設置させていただくことを考えておりまして、これは規格委員会、特許委員会、安全衛生などなど、溶接協会の活動の中で重要となるものに対して委員会を設置し、その独立性を担保しながら運営するというような第三者委員会という枠組みでこのような活動が行われております。

次をお願いします。設備技術規格評価委員会を対象とする設備に関しましては、先ほど冒頭でも繰り返し申し上げておりますように、溶接構造物は広くわたりますので、今回の高圧ガス製造施設に関しましても、これまでも従来対象としてきた内容でございますので、溶接技術という観点も含めて、それに対する十分な知見があると認識しております。

次をお願いします。繰り返しになりますが、対象とする設備に関しての十分な知見、検

査の理解もしております。それを第三者認証委員会という形で運営していくということは十分可能であると理解している次第でございます。

次をお願いします。ここが定款と事業範囲となっておりますが、当然、溶接に関する技術向上及び普及を図るとというのが重要なのですが、その先の目的としましては、産業界の健全な発展に寄与するということが重要課題ということにありまして、その中での溶接の重要性を認識し、溶接協会としては、溶接及びそれに関連する技術の向上、普及を図るという活動になっておりますので、事業範囲が溶接に関する事項ではないということを改めて認識している次第でございます。

次をお願いします。これに関連する話としましては、ここでは防衛省さんや原子力関係、あと、鉄鋼関係、化学機器関係、様々挙げさせていただきましたが、溶接をするためには材料は具体的には鉄鋼材料などがあるのですが、鉄鋼材料の開発も溶接技術には重要な技術になっています。そういったところから、溶接技術に関連した技術開発に関しての事業も行っているという御理解をいただければと思っております。

次をお願いします。最後、溶接協会の規模になりますが、このような規模で、35億の経常収益になっております。財産に関しましては88億円です。職員数は74名ということで、会員数302。先ほど上げさせていただきましたが、この74名の職員で、先ほどお話ししましたように、教育、認証・認定という委員会を回しております、この職員以外にも様々な産業界から委員が集まっております、その委員会で全ての議論と決議をしているというのが特徴になります。

次をお願いします。繰り返しになるので割愛しますが、日本溶接協会の役割としましては、社会貢献を目指し、それを溶接の技術を向上するという観点からしております。それは、繰り返しになりますが、溶接は多くの製品における品質を規定する重要な技術であるという認識に基づいて、それに関連する教育、技術認証・認定をシステムチックに行っている団体であると御理解いただけるとありがたいです。

次をお願いします。それに対して一番重要なのは技術の標準化、普及であると溶接協会としては考えております。先ほど歴史の中でも申し上げましたが、技術の標準化、普及というのは、言うのは簡単ですが、非常に難しい課題になると思います。

溶接の特徴としまして、多くの産業の方が参画してやっているという特徴がありますので、標準化しやすいといえますか、取りまとめる仕組みというか、その努力というか、ノウハウは溶接協会が十分持っているとは自負しております。なので、そういった国内の標

準化だけではなくて、日本を代表とした海外の標準、規格に対してもいろいろ交渉するという窓口としても十分役割を果たしているという位置づけになっております。

次をお願いします。ちょっと長くなりましたが、以上で説明を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○辻委員長　ありがとうございました。

では、皆様から御意見をいただく前に、辻本技術総括・保安審議官から一言いただきたいと思います。

○辻本審議官　改めまして、技術総括・保安審議官の辻本でございます。

先ほど青山会長から溶接協会の概要、具体的な取組、外延を御説明いただきました。先ほどの直接の御説明によりまして、御参加の委員の方々を含めて、溶接協会に対する理解が深まったものと考えております。

前回の小委員会におきまして、辻委員長、鎌田委員、近藤委員、あと、御退任されました吉川委員から御指摘をいただいたと聞いております。それにつきましては、資料1のほうで先ほど事務局から説明をさせていただいたとおりであります。幾つか御指摘いただいた点につきましては、考え方を整理させていただいた、こういうものが資料1であったと御理解いただければと思います。

また、資料2のほうにおきまして、大部でありまして、割愛しながらの説明ではありましたが、率直に申し上げて、事務局からの説明が不足していた面があったと思っております。これにつきましても、要件の適合性に関する考え方について、事務局としての考え方を改めて整理させていただき、示させていただいたということでもあります。

ぜひ、これまでの溶接協会様の御説明、事務局からの追加的な補足説明を含めて、今回の議題に関する要件の適合性に関する事務局の考えについて御確認をいただければと思います。

また、これから議論を委員からしていただきますけれども、先に申し上げておきますと、もし今回の議論の結論が、設立、我々の承認ができた場合には、経済産業省としましても、これはルールどおりであります。各評価委員会に参加いたしまして、国内外の高圧ガス保安に関する技術的知見に基づく建設的な議論が進められるような環境づくりをしっかりとサポートしていくということを考えておりますし、国としても適切に今後の運営についても関与していくつもりであります。

本日は委員各位の活発な御意見、御指摘をいただければと思います。よろしくお願

たします。

○辻委員長　　ありがとうございました。それでは、委員の皆様から御意見をお願いしたいと思います。発言される方は、会場の方はネームプレートを立ててください。オンラインの方はTeamsの「手を挙げる」のボタンでお知らせください。事務局から指名します。それでは、お願いします。それでは、近藤委員、お願いします。

○近藤委員　　ありがとうございます。特別民間法人高圧ガス保安協会会長の近藤賢二でございます。

前回の高圧ガス小委員会において、委員からの意見などがございましたけれども、今回はこれらの意見を踏まえた対応につきまして、再度整理を行った上で御説明されたものと認識しております。

また、辻本審議官から、国として適切に関与していくという力強い御発言もございました。その御説明について了承したいと思います。

民間規格評価機関は、A認定事業者の保安検査の方法について、国に代わって最終的な承認者となりますので、技術的な専門性と公正性、中立性が厳密に担保されることが必要でございます。このため、今後の制度運用に関しましては、先ほど辻本審議官が適切に関与していくと力強くお話をいただきましたけれども、国としてしっかりと継続的に指導監督をお願いしたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○辻委員長　　ありがとうございます。今回承認される機関が中立性、独立性を保って、公平公正に審議してください。それにまた国も関与します。そういう御意見と承りました。

よろしいでしょうか。ほかに。

事務局から何かコメントはございますか。――ほかに御意見いかがでしょうか。鎌田委員。

○鎌田委員　　消費生活相談員の鎌田と申します。

溶接協会さんの御説明、とてもよく分かりました。思い返してみると「溶接」が関わっている商品に囲まれているのだなと改めて思っています。前回の委員会ではいろいろな意見が出ましたが、一委員として思ったのですが、世の中には新しい技術やアイデアが生まれている中で、ルールづくりには専門家の先生方の意見が不可欠ですが、新しい技術やアイデアを日々熱心に研究されている民間の企業や団体の力に委ねる、というよりは力を借りていくというようなスタンスは、これから経済が発展していく中で非常に重要なのでは

ないかと強く思いました。今回の件に関しては、溶接協会さんには色々な分野の業界が関わっているということを聞きまして、とても良いのではないかと思いました。

○辻委員長　今回の取組について前向きな御意見を頂戴しました。事務局から何か追加でコメント等ありますでしょうか。

○鯉江室長　ありがとうございます。

○辻委員長　ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。それでは、荒木委員、お願いします。

○荒木委員　聞こえておりますでしょうか。

○辻委員長　聞こえます。

○荒木委員　質問ではないのですけれども、質問かな。溶接協会さんの御説明は非常によく分かって、適正性があるかと思われるのです。ちょっと1つ参考とか勉強のためにお伺いしたいのですけれども、溶接協会さんは非常にコンスタントに会員数が増加されていて、それは、世の中で溶接は本当に重要だと思うのですが、溶接の重要性とか必要性が広まってというか、増えていっているのか、あるいは、溶接が必要な場所の多様化が進んで、特殊なものが増えていっているのかというのが、今回、いろいろなケース・バイ・ケースで対応したいということがあったかと思うので、ちょっとお伺いしたかったのですが、どうして会員数が増えていっているのかなというのを教えていただけますと幸いです。

○辻委員長　それでは、青山会長、お願いします。

○青山氏（日本溶接協会）　大変ありがたい御質問、ありがとうございます。溶接協会の会員数が増えるのは、今御指摘にもありましたように、製品自体が多様化、高度化していくと、例えば新しい材料を開発しますとか、新しい製造方法をつくりたいですというニーズがどんどん広がっている。そういったときに、これまでに使ったことがなかった材料を使いたいとか、新しい製造方法、例えば具体的には、最近、3Dプリンターというのは御存じかと思いますが、板をくっつけて物を作るだけではなくて、鉄を作りながら形を作ってしまうという製造技術が3Dプリンターなのですけれども、新しい3Dプリンターで製造を変えていこうという世の中の流れもありまして、そういった新しい材料、新しい作り方という世の中のニーズが拡大していけばいくほど、そういう新しいものを作る技術の必要性が高まって、溶接協会の会員数が増えているというところになる。

溶接協会としましては、そういうニーズを確実にキャッチアップするというか、ニーズに応えるように委員会を設置し、さらには教育委員会を設置し、必要があれば技術の認証・

認定機関を別途設置するという、これまで溶接協会がやってきたやり方を新しい技術にも適用していくというやり方で進めているというのが特徴になります。ありがとうございます。

○荒木委員 分かりました。ありがとうございます。そういうことを考えると、今回の技術基準を複層化、複線化していくというのはやはり重要なのかなと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○辻委員長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。御意見、御質問でも結構ですが。よろしいでしょうか。——幾つか御意見を伺いましたが、事務局のほうで今回、民間規格評価機関としての要件の適合性を確認いただいた結果を御説明いただきましたが、特段の異議はございませんでした。したがって、民間規格評価機関の要件の適合性については、高圧ガス小委員会としても確認できましたので、今後、経済産業省において承認に向けた手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、承認いただいたということで、ありがとうございました。

それでは、最後に事務局を代表しまして、辻本審議官より御挨拶をいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○辻本審議官 改めまして、精力的な御審議をいただきまして、本当にありがとうございました。

私の目から見えている、高圧ガス含めて、産業保安が直面している状況を申し上げます。

今、非常に新しい動きが胎動しております。実はこの国会なのですけれども、水素社会推進法ということで、水素をいかに日本国内で導入していくかという新たな法律ができました。この中では特例としまして、従来、高圧ガス保安法につきましては、都道府県、自治体がチェックをしていくという仕組みから、水素の認定されたものについては国が直接確認をしていくという体系に変えております。

一つの理由としましては、その水素の関係で新たな技術がどんどん進展していく。先ほど鎌田委員からも民間の進展をどう捉えていくのかとありましたけれども、そこに機動的に対応するという観点から、国の関与という形での違う位置づけにしたものであります。

あわせて、CCS法、要すれば二酸化炭素を地中に埋めるというものでありますけれども、これについても成立いたしました。

水素につきましても、CCSにつきましても、実は高圧ガスです。これまで以上に高圧

ガスを日本の社会において使って適用していくという新しい場面が増えていくというものであります。

一方で、高圧ガス保安法という名前が示すとおり、高圧ガスの保安をいかに確保していくか。あくまでも高圧ガスの保安が確保された上で、技術的な進展を含めてどう対応していくかというところの制度づくりをしていく。これを民間企業の方、またKHKをはじめとする関係機関の方々、溶接協会の方含めて、皆様とつくり上げていくというのがこれからの我々の大きな課題だと思っております。

我々自身、水素もCCSもそうですし、既存の高圧ガスもそうなのですが、まだまだいろいろなものについて検討を深め、合理化を進めつつも、保安をどう確保していくかという、率直に申し上げて、悩みながら進めている面もございますので、引き続きこの高圧ガス小委員会、こういった場も含めながら、関係の皆様方の御指摘を踏まえながら、より、新しい技術も適用しつつ、保安の確保をしていく、そのような日本社会、正しい高圧ガスの取扱いができるような社会について追求してまいりたいと思っておりますので、引き続き皆様の御指導、御指摘をいただければと思います。本日は本当にどうもありがとうございました。

○辻委員長　ありがとうございました。

本日の議題は以上です。

その他、事務局から連絡事項等ありますでしょうか。それと、先ほど承認の手続を進めますというお話がありましたので、スケジュール的なものがもし分かれば、御説明を。

○鯉江室長　まず、委員について、冒頭、8名中6名御参加という話をしましたが、日吉委員、途中からウェブで御参画いただきましたので、8名中7名の参加ということに。

また、本日の議事録は、先ほども申し上げたとおり、委員の皆様にご確認いただいた後に公開することを予定しております。追って事務局より御確認させていただきますので、よろしくお願ひします。

また、この事務手続については早急に進めて、承認を目指していこうと考えております。ありがとうございます。

以上です。

○辻委員長　本日も、皆様の活発な御議論をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

—了—